

平成 2 1 年 7 月 3 日

愛知県教育委員会教育長殿

愛知県健康福祉部健康担当局長

新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について  
(通知)

新型インフルエンザ対策に関する「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(以下「運用指針」という。)が、平成21年6月19日付けで改定されましたが、運用指針中のサーベイランスの体制について、平成21年6月25日付けで厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、新たなサーベイランスの実施について、下記を参考に別添の事務連絡を学校関係者へ周知していただきますようお願いいたします。

記

〈学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ〉

学校の設置者は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、以下の基準を満たす場合に、保健所に連絡する。

- ①出席停止(インフルエンザ患者・疑われる者)が行われた場合。
- ②休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合。

連絡を受けた保健所は、現況確認、PCR検査等を実施し、PCR検査等で新型インフルエンザと確定した場合に、積極的疫学調査及び公衆衛生対策の実施、学校の設置者への検査や調査の結果の連絡、学校の設置者からの臨時休業の相談に応じる。

担 当 健康対策課感染症グループ

電 話 052-954-6272 (ダイヤルイン)

ファクシミリ 052-954-6917

電子メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp